

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私たちは、ファッションを通じて、人々の心を輝かせる価値を創造し、明日を生きていく歓びを、社会と共に分かち合います」という経営理念のもと、グローバルに事業展開するファッションアパレル企業にふさわしい事業運営体制の構築に向け、健全性、透明性が高く、迅速な意思決定を可能とする体制を整備するとともに、コンプライアンスの徹底やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。これらの取組みを通じて、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともにコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、当社の経営の基本方針である企業価値の継続的な増大に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 4】(いわゆる政策保有株式)

当社は円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案したうえで、企業価値向上に資する場合には株式を政策的に保有しております。

政策保有株式については、定期的に保有の意義を検証し、取締役会において報告することとし、効果が薄れて来た株式については、配当等対象企業の状況を勘案した上で保有株式の縮減を図ってきております。

議決権行使にあたっては、政策保有の目的に合致しているか、保有対象企業の企業価値及び株主価値の維持・向上に資するかといった観点から、議案ごとに総合的に賛否を判断しております。

【補充原則 4 - 1 - 3】

当社では、最高経営責任者等の後継者計画については、重要な経営課題の一つとして認識しており、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会等において議論しております。今後も継続して検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役との利益相反取引については、法令及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の決議及び報告を要することとしています。また、当社と関連当事者との取引については、定期的に監査役会に報告するとともに、具体的な内容については法令に従って開示しております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて政策的資産構成割合を見直しております。また、運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性評価も加えた総合的評価を定期的に実施しております。当社グループは財務部門、人事部門、総務部門、組合責任者をメンバーとする「年金制度委員会」を定期的に開催し、各運用機関の運用状況を確認すると共に、助言・提案をする体制を敷いております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社では経営理念を制定し、当社ホームページに公表しております。

・経営理念 <http://www.tsi-holdings.com/philoosophy.html>

(2)当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については本報告書「1.基本的な考え方」に記載しております。

(3)当社は経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっては社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会等において議論した上で、「グループ役員報酬規程」に則って検討された案を取締役会にて審議し決定しております。当社の取締役報酬は、月額報酬と成果配分賞から構成され、月額報酬は更に基本報酬と業績連動報酬から構成されることにより、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与支給等はありません。また、社外取締役・監査役を除く役員に対しては、現制度に加え、設定目標を達成したことを条件に付与される株式給付信託を導入しております。

(4)当社の経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関しては、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会等において議論した上で、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。指名及び選任にあたっては、当社代表取締役が推薦し、取締役会において上記方針に基づき公正かつ厳正に検討しております。

なお、重大な法令違反、不正な職務執行、職務懈怠または求められる資質に欠けるなど、経営陣幹部がその役割を十分に果たしていないと認められる場合には、指名・報酬諮問委員会等において議論した上で、取締役会の決議により解任します。

(5)取締役・監査役候補者については、「株主総会招集ご通知」に略歴を記載しております。また社外取締役・社外監査役の候補者については、選任理由を記載しております。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則 4-1-1】

当社の取締役会は、中長期経営戦略、全社計画等の重要な経営方針や経営計画の策定・改定にあたるほか、経営方針や経営計画を踏まえて、会社法上定められた重要な業務執行の決定にあたるとともに、経営陣による業務執行の監督にあたっています。なお、取締役会付議事項は「取締役会規程」に定めております。上記の取締役会決議事項を除く事項については、経営陣に委任されていますが、取締役会決議事項に準じた重要事項は、「経営会議」等に付議され、社長、本部長等に決裁された案件が取締役会に報告されることにより、取締役会が経営陣の業務執行を監督しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は原則として、取締役のうち2名以上を独立社外取締役として選任する方針です。独立社外取締役は取締役会の中で、各議案並びに報告事項に対して、株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な経験に基づいて適宜助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性向上に貢献しております。

【原則4-9.独立社外取締役の社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【原則4-11.】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

〔補充原則 4-11-1〕

当社の取締役会の構成については、各種の事業分野に展開するグループ子会社を統括する持株会社として、各事業の経営や課題に精通し、且つ知識・経験・能力やジェンダーやグローバルな視点などの観点からバランスの取れた構成としており、迅速な意思決定を継続して推進していく上で適切な規模にしております。

〔補充原則 4-11-2〕

社外取締役の兼任状況については、定時株主総会招集ご通知及び本報告書「1機関構成・組織運営等に係わる事項」において開示しております。その他の取締役については、定時株主総会招集ご通知に記載しております。

〔補充原則 4-11-3〕

当社は取締役会の実効性を検証するため、定期的に(原則年1回以上)取締役及び監査役の全員に対し、取締役会の構成や運営状況に関するアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を実施しております。その結果、取締役会の構成、運営状況や審議状況は概ね適切であるとの評価が得られました。これらを踏まえ、取締役会は実効性を発揮できていることを確認しております。

一方で、今後の取り組むべき課題として、代表取締役の後継者の計画に関する議論や重要な経営課題及び経営戦略についての議論をより深める必要があることが挙げられました。これらの改善に向け、今後も継続的に取組んで参ります。

【原則4-14.取締役・監査役のトレーニング】

取締役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しております。なお、新任の社外取締役及び社外監査役には、就任時において、当社の歴史経営戦略、事業内容、財務内容等に関する知識・情報を習得する機会を提供しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話全般については、IR、総務、財務を統括する代表取締役が担当し、対話を補助する社内の関連部門間での情報共有を確実に実施するなど積極的な連携を図ります。また、株主との建設的な対話を促進するため、個別の対話をを行う機会を設けるだけでなく、説明会の開催等を実施します。株主との対話に際しての重要事項の管理として、社内においては「内部者取引管理規程」の周知・徹底を図ることでインサイダー情報の漏洩防止にも努めます。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は自社の資本コストを把握した上で、経営戦略を策定し、概要を株主総会や決算説明会等で開示・説明するとともに、その実現に向けた設備投資等の各種施策等についても重要な判断材料としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本政策投資銀行	8,625,000	9.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,970,600	5.44
株式会社みずほ銀行	4,544,560	4.97
株式会社三井住友銀行	4,377,680	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,645,700	3.99
日本生命保険相互会社	3,473,513	3.80
三宅孝彦	3,089,180	3.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,068,380	3.36
住友不動産株式会社	2,552,000	2.79
株式会社三越伊勢丹	2,367,400	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

・ 2021年1月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、日本生命保険相互会社が2021年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含

めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

【保有者】

- (1) 氏名または名称 日本生命保険(相)
- (2) 住所: 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号
- (3) 所有株式数(百株): 37,991
- (4) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%): 3.97

・ 2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、SMBC日興証券株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2021年2月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

【保有者】

- (1) 氏名または名称:SMBC日興証券株
- (2) 住所: 東京都千代田区丸の内3-3-1
- (3) 所有株式数(百株): 22,072
- (4) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%): 2.30

【共同保有者】

- (1) 氏名または名称:株三井住友銀行
- (2) 住所: 東京都千代田区丸の内1-1-2
- (3) 所有株式数(百株): 43,776
- (4) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%): 4.57

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
西村豊	その他										
岩本朗	その他										
市川奈緒子	その他										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びf.のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村豊	-	-	消費財をはじめとした幅広い分野で企業の経営者として経営や事業の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。取締役会の意思決定の適正性について率直な助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取締役会の監督機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役としました。
岩本朗	-	-	投資活動を通じて多くの会社で経営や事業の運営に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定の適正性について率直な助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取締役会の監督機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役としました。

市川奈緒子	-	経営コンサルタントとして、また金融、製薬、化 学といった幅広い分野で経営や事業の運営に 携わり、豊富な経験と実績を有しております。 取締役会の意思決定の適正性について率直な 助言を頂くとともに、独立、公正な立場による取 締役会の監督機能強化が期待されるため、今 回新たに社外取締役としました。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明	更新
------	--------------------

代表取締役と社外取締役を構成メンバーとする。
必要に応じて代表取締役が招集し、適宜開催する。
事務局員として別途従業員1名が委員会に参加する。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、監査計画策定時、決算監査時などの定期のほか必要ある場合は隨時に、会計監査人と監査上の重要ポイントについての意見交換、相互報告等の機会を設けるなど、緊密に連携しています。

監査役と内部監査部門の連携状況
監査役の監査対象が多岐に及ぶため、必要に応じ内部監査室と合同で監査を実施するほか、内部監査室年間内部監査計画の策定にあたっては監査役と協議し決定するなど、緊密に連携しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
鍋山 徹	その他												
杉山昌明	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鍋山 徹		-	政府系金融機関の調査部門における豊富な経験に裏付けられた、経済、産業のみならずコーポレートガバナンス全体に対する助言が期待されることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂くため。
杉山昌明		-	公認会計士及び税理士としての長年の経験と見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂くため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社はグループ会社の取締役(社外取締役を除く)を対象にした業績連動報酬制度に加え、当社の取締役及び委任型執行役員並びに一部の当社子会社取締役(社外取締役を除く。以下「グループ対象役員」といいます。)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、グループ対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従い、役位及び業績達成度等に応じて、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が給付される株式報酬制度になります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬等の額は、各取締役の報酬を各取締役の役割、責任、貢献度合、前期予算の達成度合及び業績の伸長度合に基づく基本報酬並びに後述する業績運動型株式報酬から構成されることとしており、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬諮問委員会における年度の決算内容、中長期的な企業価値の向上及び持続的成長に向けた取り組みを勘案した協議を踏まえたうえで、取締役会において最終的に決定することとしております。

また、その他の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針は以下のとあります。

1. 基本方針

当社の各取締役の報酬等の額は、優秀な人材を取締役として確保するとともに業績向上に対する高い士気の維持を勘案してその水準を定めることを基本方針とする。

具体的には、各取締役の報酬は基本報酬、業績運動報酬及び業績運動型株式報酬から構成するものとし、当社が別途設置する指名報酬諮問委員会(以下、「指名報酬諮問委員会」という。)において、年度の業績、中長期的な企業価値の向上及び持続的成長に向けた進捗を勘案した協議を踏まえ、取締役会において最終的に決定する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社取締役会が定める「グループ役員報酬規程」(以下、「役員報酬規程」という。)に基づき、前年度の基本報酬及び規程に基づき定期的に見直しを実施することとし、各取締役の役割、責任、貢献度合に応じて当社の業績水準についても考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

また、社外取締役の基本報酬についても月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び責任に応じて他社水準及び当社の業績についても考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績運動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績運動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した業績運動報酬及び成果配分賞与で構成する。業績運動報酬は、役員報酬規程の定めに基づき、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌事業年度の各月において基本報酬と合わせて支給されることとし、業績指標の目標値は各事業年度予算策定時に設定されるものとする。また、成果配分賞与については連結税金等調整前当期純利益が年度予算を超過した場合に限り、当該超過額に対してその一定割合を取締役会決議に基づき年度決算確定後に各取締役へ支給する。

非金銭報酬等は、業績運動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」にもとづく株式報酬とし、2022年5月28日開催の第10期定時株主総会における決議内容に基づくものとする。

4. 金銭報酬の額、業績運動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役員報酬規程に基づき、上位の役位ほど業績運動報酬における業績との連動性が高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行う。報酬水準及び種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業における方針や実績を参考として指名報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(取締役会から委任を受けた代表取締役社長)は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(注)業績運動報酬等は業績運動報酬及び成果配分賞与であり、非金銭報酬等は、株式給付信託(BBT)にもとづく株式報酬である。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議及び当社取締役会が定める「グループ役員報酬規程」にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績運動報酬の額並びに成果配分賞与の支給がある場合はその配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、2017年5月26日開催の第6期定時株主総会において承認された取締役報酬総額の範囲内で且つ当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式給付信託(BBT)にもとづく株式報酬は2021年5月28日開催の第10期定時株主総会における決議内容及びこれに基づいて当社が別途定める「役員株式給付規程」に基づいて付与することとする。

また、指名報酬諮問委員会は当社代表取締役社長、取締役会長及び社外取締役により構成されることとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、当社又は子会社の重要な使用人と定期又は随時に情報交換する機会を設けています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
三宅 正彦	名誉顧問	業界活動及び現経営陣への助言	常勤、報酬あり	2021/3/1	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1名

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のガバナンス体制の概要

当社では、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しています。取締役は7名で、うち3名が社外取締役、監査役は4名で、うち2名が社外監査役です。また、取締役会の付属機関として各種会議を置き、当社グループの重要案件は同会議にて迅速かつ慎重な審議を経て、取締役会の決議又は代表取締役の決定に付する体制をとっています。

(2) 社外取締役に関する事項

社外取締役は、当社との特別の利害関係を有しておらず、独立した立場から客観的に経営監督を行っています。

(3) 監査役の機能強化に係る取り組み状況

監査役会は、客観的な監査機能を持つ社外監査役2名を含む監査役4名で構成しています。なお、社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

監査にあたり内部統制システム及び法令、定款、社内規程等の順守状況など対象業務が多岐に及ぶため、必要に応じ内部監査室と連携して監査を実施しているほか、監査役会独自の判断で、弁護士、公認会計士、税理士等の外部アドバイザーを活用しています。

(4) 会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、所属する監査法人名

氏名 監査法人名

杉崎 友泰 あづさ監査法人

松木 豊 あづさ監査法人

(5) 報酬決定に関する基本方針

各役員の報酬等の額は、固定的な一律の基準を設けず、事業年度における各役員の役割、責任及び貢献度合並びに会社の財務状態などを勘案のうえ、株主総会で承認された総額範囲内で合理的な報酬額を機動的かつ個別に決定することを基本方針としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役が経営全般に関する専門家の見地から業務執行を監督し、また、社外監査役が独立してかつ必要に応じ内部監査室と連携して監査を行っていますので、現状のガバナンス体制は、現時点において業務執行の適正を確保する最適な体制であると考えています。なお、今後の状況等に応じては、隨時に体制の改善を検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定発送期限前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年は集中日を避けて開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	一般投資家の皆さんに対しては「QRコードを読み取るスマートフォンによる方法」と「議決権行使ウェブサイトによる方法」のをご提供し、また、機関投資家に対しては「株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームによる方法」をご提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆さんに対しては「株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームによる方法」をご提供しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知のうち、狭義の招集通知及び株主総会参考書類については英文化し当社ホームページに掲載しております。
その他	取締役会における株主総会招集の決議後、準備が整い次第速やかに当社ホームページに、招集通知(含む参考書類)及び添付書類を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期末及び通期末の決算に関する説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	あり (URL www.tsi-holdings.com 、掲載書類／有価証券報告書等、決算短信、株主通信、月次情報、決算説明会資料、その他適時開示資料)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業活動上順守すべき重要事項である旨を、社内での経営方針説明会等において隨時説示している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内にCSR担当部署を設け、グループ全体のCSRの取組みを推進するとともに、その取組み状況を当社HPで公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

1.1 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び当社グループ会社は法令遵守を経営の基本方針とし、顧問弁護士や会計監査人などの専門家との連携を深めるとともに、取締役会・監査役会・コンプライアンス担当部門のそれぞれの役割を高めることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化とコンプライアンスの実現を図るものとする。

(2)当社は、当社及び当社グループ会社の取締役会・監査役会をはじめグループ全体、当社内及び当社グループ会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図る。

1.2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)当社は、文書管理規程をはじめ、関連規程(取締役会規程、稟議規程等)に基づき、各種議事録・稟議書・証憑などを各担当部署で適正に保存・管理する。

(2)関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の取締役に、当社グループ会社における取締役会等各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社グループ会社における職務執行に係る事項を報告させる。また、当該提出を受けた文書については当社担当部署で適正に保存・管理する。また、当該資料は当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とする。

1.3 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当社及び当社グループ会社の経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するためにリスク管理規程を定める。

(2)当社及び当社グループ会社の各部門は関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行なう。

(3)当社は代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき当社グループ会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施する。

1.4 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社取締役会は月1回の定期開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、当社グループ会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。

(2)当社及び当社グループ会社の各取締役は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に則り、役割と権限を明確に分担して職務を遂行する。

(3)当社代表取締役社長の諮問機関として経営会議等の各種会議を置き、当社及び当社グループ会社における重要案件はこれら会議の迅速かつ慎重な審議を経て当社取締役会の決議に付する。

(4)当社においては執行役員制を採用し、その一部を主要なグループ会社社長と兼務させることによって、当社グループ全体の業務執行の迅速化、経営資源の集中と責任の明確化を推進する。

1.5 当社及び当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループ倫理規程、コンプライアンス規程及び関係会社管理規程に則り、当社及び当社グループ会社の役職員が遵守すべき事項を周知徹底する。

(2)当社グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させるために、当社及び当社グループ会社における規程の整備を図るとともに研修等の実施により啓蒙に取り組む。

(3)当社は、公益通報者保護規程等により、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライス経営への取り組みを強化する。

1.6 当社グループ企業全体における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、関係会社管理規程に則り、当社グループ会社の管理・運営を行なうとともに、当社役職員は、当社グループ会社の重要会議に出席し、適正な指導等を行なう。

(2)当社は、職務権限規程において、当社グループ会社における各決裁事項のうち当社取締役会で決裁する事項及び当社取締役会へ報告すべき事項を定め、この規程に従い当社グループ会社の管理を行なう。

1.7 監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項、及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その使用人の選任・報酬・人事異動には監査役会の同意を要することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努める。

(2)監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事する。

1.8 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人は取締役会及びその他重要な会議にて、法定の事項に加えて当社及び当社グループ会社の業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、定時又は隨時に直接又は当社担当部署若しくは当社グループ会社監査役を通じて当社監査役に報告する。

(2)当社監査役と当社の重要な使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び重要な使用人とは、定時又は隨時に情報交換する機会を設ける。

(3)当社及び当社グループ会社各社は、コンプライアンス・ホットライン及びその他の手段により直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保する体制を整備する。

1.9 その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)当社の監査役は「監査役監査基準」に基づき定期的に当社の取締役、当社の会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催する。

(2)当社監査役は、当社及び当社グループ会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

(3)当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をした時は、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

1.0. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じず、また、取引関係を含めた一切の関係を持たないものとする。更に、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的な団体や個人との関係を一切持たない旨を全ての役員及び従業員に周知しています。また、弁護士、警察署等の社外機関と連携協力し、毅然とした態度で反社会的な団体や個人との関係を遮断します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次の通りです。

(1) 基本方針

- 1) 適時、公平、迅速、正確、簡潔明瞭に会社情報を開示する。
- 2) 金融商品取引法その他の法令ならびに証券取引所の規則を順守する。

(2) 体制

管理本部がグループ全社の内部情報を掌握・集約し、重要事実が生じる場合は、取締役会又は社長の承認を得て、速やかに開示する。

